

令和4年度 共通仕様書（土木工事編） 改正概要  
（令和4年10月1日改正）

1. 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）

番号	項目	内容	掲載頁
1	<u>第1編 共通編</u> 1-1-22 建設副産物	<b>建設発生土の記載追加</b> 「5. 受注者は、コンクリート塊、アスファルト塊～」 ↓ 「5. 受注者は、 <u>建設発生土</u> 、コンクリート塊、アスファルト塊～」	(I)16
2	表 1-1 「段階確認一覧」	<b>新規追加</b> 地覆工、橋梁用高欄工の確認の頻度は鉄筋組立て完了時とする	(I)24
3	1-3-15 PCホロースラブ 製作工	<b>施工計画書に記載することを規定</b> 「1. 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、 <u>その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</u> 」	(I)34
4	1-1-47 保険の付保及び事故の補償	<b>法定外の労災保険について条文を追加</b> 「4. 受注者は、 <u>法定外の労災保険に付さなければならない。</u> 」	(I)52
5	<u>第2編 一般事項</u> 第2節 8	<b>品質確認の簡素化のための追加</b> また、使用実績があり品質管理データがある場合は、他工事（公共工事に限る）の試験結果表によることができる。	(I)110
6	<u>第3編 土木工事</u> <u>共通編</u> 1-3-2 材料	<b>諸基準類の改訂に伴い追加</b> 「(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ① 凍結防止を散布する区間 ② 交通量が非常に多い区間 ③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など） ④ 温泉地帯など ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長時間滞留または接触する場所」	(I)160
7	3-6-5 締固め	<b>締固め方法の条文を追加</b> 「4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレ	(I)175

番号	項目	内容	掲載頁
		一タを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工計画書に記載しなければならない。」	
8	1-6-6 橋面防水工	<b>施工上の留意点について規定</b> 4. 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編1-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。 <u>床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。</u> これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	(I)233
9	1-14-3 吹付工	<b>設計図書に明示のない場合について規定</b> 10. 受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によるものとする。 <u>また、設計図書に示されていない場合は、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u>	(I)329
10	<u>第10編 参考資料</u> 第1節	<b>工事案内看板（表示板）の例示変更</b> 「ご迷惑おかけします」→「ご協力お願いします」	(I)725
11	第6節	<b>ICT活用工事実施要領（別添資料）を追加</b> ICT活用工事の基準等に関する資料を追加	(I)739

## 2. 共通仕様書（土木工事編Ⅱ）

番号	項目	内容	掲載頁
●土木工事施工管理基準及び規格値			
12	<u>土木工事施工管理基準</u> 7.その他	<b>諸基準類の改定に伴う変更</b> (2) 3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。 また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の	(II)4

番号	項目	内容	掲載頁
		規定によるものとする。 ↓ (2) 3次元データによる出来形管理 ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。  ※以下、同要領の記載を改定	

番号	項目	内容	掲載頁
<b>●出来形管理基準</b>			
13	1-2-3-4 盛土補強工（補強土（テールアルメ）工法） （多数アンカー式補強土工法） （ジオテキスタイルを用いた補強土工法）	<b>諸基準類の改定に伴う追記</b> 「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。」  ※以下、同要領の記載を改定	(Ⅱ)39
14	3-1-4-4-2 既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	<b>偏心量の規格値改正</b> 「100 以内」 ↓ 「 <u>D/4 以内かつ</u> 100 以内」	(Ⅱ)70
15	3-1-5-3-1 コンクリートブロック工	<b>適用工種を追加</b> 「法枠護岸工（現場打ち・プレキャスト）」	(Ⅱ)74
16	3-1-6-6 橋面防水工 （シート系床版防水層）	<b>基準の新規設定</b>	(Ⅱ)76-77
17	4-3-6-8 橋台躯体工 4-3-7-9-1 橋脚躯体工	<b>アンカーボルト計測位置の明確化</b> 支承部アンカーボルトの測定基準を及び測定箇所を明確化	(Ⅱ)219 (Ⅱ)221 (Ⅱ)223
18	8-1-4 コンクリートダム工（本体）	<b>測定基準の追加設定</b> 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監	(Ⅱ)284-285

番号	項目	内容	掲載頁
		<p>督職員の指示による。</p> <p>②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督職員の指示による。</p>	
<b>●品質管理基準</b>			
19	1 セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートは別途記載。)	<p><b>3次元計測技術を用いた品質管理の追加</b></p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により施工完了時のひび割れ状況を調査する場合は、ひび割れ調査の記録を同要領(案)で定める写真の提出で代替することができる。</p>	(Ⅱ)306-307
20	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	<p><b>骨材の微粒分量試験—規格値、試験時期・頻度の改定</b></p> <p>コンクリート示方書に沿った改定を行う</p>	(Ⅱ)310-311
21	4 プレキャストコンクリート製品(その他)	<p><b>コンクリート用混和材・化学混和剤の試験方法の改定</b></p> <p>1回/月以上</p> <p>ただし、JIS A 6202(膨張材)は1回/月以上、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>ただし、JIS A 6204(化学混和剤)は1回/6ヶ月以上</p>	(Ⅱ)312-313
22	7 基礎工	<b>基準の新規設定</b>	(Ⅱ)320-321
23	8 場所杭工	<b>基準の新規設定</b>	(Ⅱ)320-321
24	9 既製杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	<b>基準の新規設定</b>	(Ⅱ)320-321
25	24 河川・海岸土工	<p><b>現場密度の測定頻度について規定</b></p> <p>腹付盛土等の延長に対して盛土量が少量の場合は、監督員と協議の上で、試験頻度を1,000 m<sup>3</sup>につき1回程度とすることができる。</p>	(Ⅱ)372-373
26	26 道路土工	<p><b>現場密度の測定頻度について規定</b></p> <p>なお、取付道路など小規模な路体・路床盛土が点在する場合には、試験箇所と頻度については道路土工に基づくものとし、路体・路床それぞれの総量で密度管理する。</p>	(Ⅱ)376-377

番号	項 目	内 容	掲載頁
<b>●写真管理基準</b>			
27	1-2-3-2 掘削工	<p><b>偏心量の規格値改正</b></p> <p>「100 以内」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「<u>D/4 以内かつ</u>100 以内」</p>	(Ⅱ)70
28	1-2-3-2 掘削工	<p><b>諸基準類の改定に伴う変更</b></p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 土工編多点計測技術（面管理の場合）による場合は1工事に1回」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回」</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。」</p> <p>※以下、同要領の記載を改定</p>	(Ⅱ)440
29	3-1-6-7-1 アスファルト舗装工（下層路盤工）	<p><b>諸基準類の改定に伴う変更</b></p> <p>「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回」</p> <p>※以下、同要領の記載を改定</p>	(Ⅱ)448
番号	項 目	内 容	掲載頁
30	3-1-7-9-2 固結工 （中層混合処理）	<p><b>諸基準類の改定に伴う変更</b></p> <p>「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に</p>	(Ⅱ)448

		より出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。 ↓ 「ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。」  ※以下、同様の要領の記載を改定	
--	--	--	--

3. 共通仕様書（土木工事編Ⅲ）

番号	項 目	内 容	掲載頁
31	3. レディーミクストコンクリート 標準仕様基準	<b>地域の実情に応じた改定</b> 表から「均しコンクリート」を削除。 備考欄に「設計図書によるコンクリート規格が調達出来ない場合は、監督員と協議のうえ変更の対象としてよい。」と追記	(Ⅲ)153
32	10. 土木工事安全施工技術指針	<b>指針の改定による更新</b> 全編を更新。	(Ⅲ)277